

令和4年7月27日

保育園をご利用の保護者様

日野市保育課

新型コロナウイルス感染症対策の変更に伴う対応について(依頼)

日頃より、市の保育行政及び各保育園の運営にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

また、コロナ禍の中、感染防止対策への多大なるご理解とご協力に感謝いたします。

さて、先週厚労省より現在流行しているコロナの特性を鑑み、濃厚接触者の行動制限期間を短縮する旨が発表されました。また同時に東京都は今後保育園等での濃厚接触者の特定を行わないことが発表されています。

このことを受け、市では下記の通り対応してまいりますので、引き続きご協力をお願いします。また、今後の感染拡大状況や変異株等の発症などで対応が異なる場合もありますので、予めご了承ください。

記

1. 濃厚接触者の観察期間について

厚労省の発表に従い、濃厚接触者の観察期間は5日間とします。

ご家族が感染者となった場合の観察期間は、最後に陽性となったご家族の発症日の翌日から5日間となり、登園ができるのは6日目以降となります。

例)3日に父が感染し、その後5日に母が感染した場合は、5日が最終接触日となり、5日を0日目として、10日まで観察期間となり、11日から登園が可能となります。家族内では感染のリスクも大きくなりますので、お子様の体調管理には十分気を付けてお過ごしいただき、体調に異変が見られた場合は、早めの受診をお勧めします。

※検査実施による期間短縮の対応は子ども(園児)には該当しませんので、ご注意ください。

2. 濃厚接触者の特定について

東京都から、今後保健所等では、保健所での積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定は実施しないと発表されました。

このことを受け、日野市でも濃厚接触者の特定は行ないませんが、同時に園内で生活するクラス内で複数名の陽性が確認され、クラスター的発症と判断した場合などで、園の休園が望ましいと判断した場合は、同じ場所で生活していた園児を濃厚接触者とし、休園を行う場合があります。休園とした場合は、無症状でもお預かりすることができませんので、ご理解をお願いいたします。休園期間は原則上記1.の観察期間となります。

3. 問い合わせ 日野市子ども部保育課 保育幼稚園係 042-514-8637